

令和6年度中津川市選奨生募集要項

学業に対する意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学が困難とみられる方に対し、有用な人材を育成することを目的として、奨学資金の貸付けを実施します。

1. 資格要件

- ① 本人又は本人の生計を維持する方が市内に住所を有していること。
- ② 学校教育法に規定する次のいずれかの学校に在学していること。
大学（短期大学を含む。専攻科、別科、大学院を除く。）、専門職大学（専門職短期大学を含む。専門職大学院を除く。）、専修学校（高等課程、専門課程）、高等学校（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校（専攻科を除く。）
- ③ 経済的理由により修学が困難であること。
- ④ 学術又は技能が優秀で健全かつ修学の意思が強固であること。

注1 ③「経済的理由により修学が困難」な収入の基準は、日本学生支援機構奨学金の収入の基準に準じます。

注2 ④「学術が優秀」な基準は、学業成績を5段階に換算して算出した平均値で、次のとおりです。

学校種別 (R 6. 4月時点)	選奨生推薦調書・学業成績証明書	基準値
高校1年生	卒業した中学校長が発行したもの	概ね2.5以上
高校2・3年生	在学する学校長が発行したもの	
大学1年生	卒業した高等学校長が発行したもの	概ね3.0以上
大学2・3・4年生	在学する学長が発行したもの	

2. 貸与額とその時期、期間

学校種別	貸与額（※無利息）	貸与の時期	貸与期間
高等学校（特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程） 専修学校の高等課程 高等専門学校	年額36万円以内	7月と1月の2回 に分割して貸与	在学する学校の 正規の修学年限 を超えない期間 内
大学（短期大学） 専門職大学（専門職短期大学） 専修学校の専門課程	年額60万円以内		

※成績や収入・所得などにより貸与額が希望額に沿えない場合があります。

※世帯の収入が概ね1000万円を超える場合は、減額貸与、又は貸与できない場合がございますので、あしからずご容赦願います。

3. 申請書受付期間と提出先

受付期間 令和6年2月5日（月）から令和6年4月5日（金）まで（土日祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

提出先 中津川市教育委員会事務局 教育企画課（にぎわいプラザ4階）

各総合事務所奨学金担当

※郵送による書類の提出は不可とします。

4. 提出書類（1）～（8）まで ※手数料を別途必要とする書類があります。

- （1）奨学資金貸与申請書（様式第1号）
- （2）同一生計内で生活する方の住民票の写し（全項目が入ったもの）
- （3）選奨生推薦調書（様式第2号）※資格要件④参照
- （4）学業成績証明書
- （5）所得課税証明書 令和5年度（令和4年分）
※父、母どちらにも収入がある場合は両方を提出のこと。
- （6）自宅付近地図（様式第3号）
- （7）奨学資金貸与に関する調査票
- （8）進学理由書

注1 (1)については、記入例を参照してご記入ください。

注2 (3)、(4)は、最終出身学校又は在学している学校に依頼してください。

注3 (7)については、申請する学生本人がご記入ください。

注4 提出された書類に不備がある場合、改めて教育企画課にお越しいただくことがあります。

注5 住民票の写し、所得課税証明書の取扱場所は下記の表のとおりになります。

	市役所本庁舎		健康福祉会館	各地域・ 総合事務所	市民病院	ひと・まちテラス 総合案内
	市民保険課	税務課	社会福祉課			
住民票(写)	○	×	○	○	○	○
所得課税証明書	×	○	○	○	○	○

5. 選奨生の選考及び決定

5月に開催予定の「中津川市選奨生選考会」により、成績、収入基準などを考慮して選奨生を選考し、教育委員会が選奨生を決定後、申請書を提出いただいた方全員に結果を通知します。

6. 誓約書及び添付書類の提出 ※貸与決定の通知後に下記の書類を提出いただきます。

- (1) 誓約書(様式第5号)、(2) 奨学資金借用書(様式第6号)、
- (3) 連帯保証人2名(うち1名は別世帯で独立した生計を営む方)それぞれの印鑑登録証明書、
- (4) 口座振込依頼書、(5) 在学証明書

※詳細は、決定通知の際にお知らせします

7. 貸付方法

貸与期間の毎年7月と1月の2回に分割して、口座振込依頼書に記載された選奨生の口座への振込により貸与します。

8. 返済方法

貸与を完了した場合は、卒業の翌月から返済が始まります。また、退学などにより貸与を停止した場合には、その翌月から返済が始まります。

利息は無利息とし、原則として、年2回 借用期間の2倍の期間をかけて返済していただきます。

9. 滞納された場合

- (1) 選奨生本人が返済しない場合は、連帯保証人に返済の請求をします。
- (2) 滞納者に対して、担当職員が返済指導のため、自宅や勤務先への訪問や、弁護士を通して裁判所に支払督促の手続きをとる場合があります。

10. その他

修業状況を確認するため**毎年4月20日まで**に学校長等が発行する在学証明書の提出が必要です。

また、次のいずれかに該当するときは、教育委員会へ届出が必要です。

- (1) 休学(留学した場合も含む。)、又は復学するとき。
- (2) 転校、又は退学したとき。
- (3) 本人及び連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。
- (4) 転科、転学など学業の内容に変更が生じたとき。
- (5) 奨学資金の貸与額を変更したいとき。(限度額以内)
- (6) 奨学資金の貸与を辞退したいとき。
- (7) 上級の学校に進学し、返済猶予を受けたいとき。

【問い合わせ先】

中津川市栄町1番1号 にぎわいプラザ4階
教育委員会事務局 教育企画課

電話 0573-66-1111 (内線 4216)

E-mail kikaku-e@city.nakatsugawa.lg.jp